

分別管理の外部監査の受検に関する Q&A

平成 29 年 6 月 8 日制定

令和 4 年 4 月 14 日改正

令和 8 年 3 月 19 日改正

(注) 本文中に使用した略称は次のとおりです。

「規則」…投資信託協会「受益証券等の直接募集等に関する規則」

「細則」…投資信託協会「受益証券等の直接募集等に関する規則に関する細則」

「実務指針」…日本公認会計士協会「業種別委員会実務指針第 56 号『受益証券等の直接募集等を実施する投資信託委託会社における顧客資産の分別管理の法令等遵守に関する保証業務に関する実務指針』」

問 1：平成 29 年 6 月 8 日付「規則」の改正のポイントは何か。

答：平成 29 年 6 月 8 日付「規則」の改正による分別管理監査に関する主な変更点は以下のとおりです。

(1) 分別管理の法令等遵守に関する保証業務への統一

従来、直接募集を行っている投資信託等正会員は、日本証券業協会の規則（顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則）及び日本公認会計士協会の実務指針¹（以下「旧実務指針」といいます。）を参考に、分別管理の法令等遵守に関する検証業務（以下「検証業務」といいます。）と分別管理に関する合意された手続業務（以下「合意手続」といいます。）のいずれかを選択して分別管理監査を受検しております。

今般、日本証券業協会では、平成 27 年 4 月の「顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方検討ワーキング・グループ」における検討結果を踏まえ、同協会の規則改正を行い、保証業務（日本証券業協会における従来の検証業務に当たる手続）に統一することになりました。

本協会においては、投資信託の受益証券及び金銭の分別管理と分別管理監査について、その根拠を明確にするとともに、法令等に基づく公認会計士等による「顧客資産の分別管理の法令等遵守に関する保証業務」（以下「保証業務」といいます。）の義務化をすることといたしました。

また、日本公認会計士協会と協議し、分別管理監査のための「実務指針」を策定していただくこととなりました。

(2) 経営者報告書の作成義務の新設

¹ 日本公認会計士協会「業種別委員会実務指針第 40 号『金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する検証業務の取扱いについて』」。

従来、投資信託等正会員は、検証業務を受検する際、「旧実務指針」を参考に経営者報告書を作成しています。

今般、分別管理監査における二重責任の原則を明確化するために、日本証券業協会の規則において経営者報告書の作成を会員の義務として規定することとされました。

投資信託の直接募集において、顧客の資産をお預かりするという行為については、厳格な管理が求められること、また、顧客からの信頼を確保するためにも、当該業務においては、第一種金融商品取引業と同様の分別管理状況及びその監査が求められるものと考えます。

本協会でも、経営者報告書の作成を投資信託等正会員の義務として「規則」で規定することとしました。

(規則第 11 条第 5 項)

(3) 経営者報告書の記載事項

「細則」の第 3 条の 2 第 1 項において、以下の内容を記載することを規定しました。

- ① 分別管理の法令等を遵守する責任を有している旨
- ② 分別管理の法令等遵守のために有効な内部統制を整備及び運用する責任を有している旨
- ③ 監査対象基準日（以下「基準日」という。）現在で顧客分別金を信託し、また、口座管理機関である場合には顧客有価証券を分別して管理する責任を有している旨
- ④ 法令等を遵守して顧客資産の分別管理をしていたことを確かめるための手続を実施した旨
- ⑤ 前号に定める手続を実施した結果、基準日現在において、法令等を遵守して顧客資産の分別管理をしていたか否かの旨
- ⑥ 基準日後、経営者報告書提出日までに分別管理の法令等遵守に重要な影響を与える事象が生じた場合には、その内容

(細則第 3 条の 2 第 1 項)

(4) 分別管理の法令等遵守に関する有効な内部統制の整備・運用状況、分別管理の法令等遵守状況の確認手続（以下(4)及び(5)において「確認手続」といいます。）の実施義務の新設

今般の「規則」改正により、上記(2)の経営者報告書の作成を「規則」で義務づけたことに伴い、投資信託等正会員に経営者報告書作成の基礎となる確認手続を実施することを義務づけることとしました。

なお、分別管理監査を受検するときの確認手続の実施は、従来は旧実務指針を参考に行っていたものと思われませんが、今後は「規則」で規定する対応となります。

(規則第 11 条第 6 項)

(5) 分別管理の法令等遵守に関する有効な内部統制の整備・運用状況、分別管理の法令等遵守状況の確認手続についての記録の作成義務の新設

上記(4)の確認手続を実施した結果について記録することを義務づけることとしました。

また、当該手続を実施する中で把握された法令等非遵守事象等についても記録することを義務づけることとしました。詳細は問3を参照してください。

(規則第11条第7項)

(6) 分別管理監査の結果の投資信託協会への報告

投資信託等正会員が公認会計士等による分別管理監査を受け、分別管理監査の結果に係る報告書(公認会計士等から提出される「分別管理の法令等遵守に関する保証報告書」をいう。以下「分別管理監査報告書」という。)を受領したときには、本協会へ報告することを「規則」で義務づけることとし、「細則」においてその提出の様式を定めるとともに「経営者報告書の写し」も添付することといたしました。

また、第一種金融商品取引業と第二種金融商品取引業の両方の登録を受けている投資信託等正会員が、投資信託の直接募集に係る顧客からの出資金の預託を有価証券等管理業務(第一種業)として行い、かつ、分別管理監査報告書を日本証券業協会へ提出している場合に限り、本協会への届出を不要といたしました。

なお、第一種金融商品取引業として勧誘・販売を行うためには、当然のことですが、本協会への営業役職員届出の提出だけでなく、日本証券業協会への証券外務員の登録を行うことが必要となります。

(規則第11条第8項及び細則第3条の2第3項)

問2: 「規則」第11条第6項において、「分別管理の法令等遵守について有効な内部統制を整備及び運用し、法令等を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるための手続を行わなければならない。」こととされていますが、どのような手続を行えばよいですか。

答: 投資信託等正会員は法令等を遵守して分別管理を行う義務があり、かつ、分別管理の状況について、「口座管理機関に関する命令」又は「規則」の定めるところにより、毎年1回以上定期的に公認会計士等の監査を受けることが義務づけられております。この公認会計士等の監査を受けるためには、経営者報告書を作成する必要があります。

経営者報告書は投資信託等正会員が定期的に公認会計士等の監査を受けるために、監査対象基準日における自社の分別管理に係る法令等遵守の状況について経営者が意見を表明するものです。

つまり、経営者報告書で経営者が意見を表明するために、監査対象基準日において、法令等の求めに応じて顧客分別金を信託するとともに顧客有価証券を分別して管理していたか、あるいは分別管理の法令等を遵守するために有効な内部統制を整備し運用していたかについて、これらを確認するため、自社の実情に応じた手続(社内検査等)により点検を行うこととなります。その方法としては、例えば、以下の方法が考えられます。

- (1) これまで合意手続を受検している投資信託等正会員や新たに分別管理監査を受検することとなる投資信託等正会員

「分別管理に係る内部統制のフレームワーク」やその添付資料である「顧客資産の分別管

理のチェック項目、チェックポイント」を参考に、分別管理の法令等遵守について有効な内部統制を整備及び運用し、法令等を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるための手続（社内検査等）を行うといった対応が考えられます。

(2) これまで検証業務を受検している投資信託等正会員

従来、検証業務を受検する際、旧実務指針に定めるところにより行っていた確認手続と基本的に同様の手続を行うことで差し支えありません。

(規則第 11 条第 6 項)

問 3：「規則」第 11 条第 7 項に基づき作成する記録は、どのような記録を作成すればよいですか。

答： 「規則」第 11 条第 7 項に基づき作成する記録には、「規則」第 11 条の 6 の定めにより実施した手続（問 2 参照）及びその結果の主要な点について記載することになります。

(1) これまで合意手続を受検している投資信託等正会員や新たに分別管理監査を受検することとなる投資信託等正会員

問 2 (1)を参考に手続を実施した場合は、従来、日本証券業協会で作成されている「分別管理に係る調査表」等を利用してその結果を記録するといった対応が考えられます。

(2) これまで検証業務を受検している投資信託等正会員

従来、検証業務を受検する際、旧実務指針に定めるところにより作成されていた記録と基本的に同様の方法により作成することで差し支えありません。

問 4：「規則」第 11 条第 7 項に基づき作成した記録については、どの程度保存しなければなりませんか。

答： 「規則」第 11 条第 7 項に基づき作成した記録については、保存年限を定めるものではありません。しかし、従来より、「金融商品取引業者等検査マニュアル」のチェック項目として「内部監査業務の従事者は、内部監査で検証した事項及び把握した問題点等を正確に記録しているか。」あるいは「内部監査業務の従事者は、内部監査で把握した問題点等を正確に反映した内部監査報告書を、遅滞なく作成しているか。」と示されていることから、これまでも内部監査業務に係る記録については、各社において適宜保存期間を定めていただいているものと考えますが、当局の検査等における対応も勘案し、最低 3 年程度は必要と考えます。

問 5：経営者報告書の作成にあたって、どのような事項を記載する必要がありますか。

答： 経営者報告書の作成にあたっては、「細則」第 3 条の 2 第 1 項に基づき、分別管理の法令等遵守について有効な内部統制を整備及び運用し、法令等を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるための手続（社内検査等。上記問 2 参照）の結果、監査対象基準日において、①顧客分別金の信託不足や②有価証券の分別管理が行われていないといった法令等非遵守が

発見された場合には、原則としてそれらをすべて記載することになります。なお、監査対象基準日よりも前に発生した法令等非遵守で監査対象基準日時点で是正されているものや、監査対象基準日における法令等非遵守に該当しない計算誤りや事務手続上のミス（例えば、顧客分別金信託は必要額を充足しているものの計算誤りや事務手続上のミスが発見された場合）については経営者報告書に記載する必要はありません。

経営者報告書の記載事項については、問 1(3)を参照してください。

(細則第 3 条の 2 第 1 項)

問 6：今般の規則改正に基づく保証業務をいつから受検する必要がありますか。

答：今般の規則改正に基づく保証業務は、平成 30 年 3 月 31 日以後の日を監査対象基準日として実施する分別管理監査から受検することになります。具体的には次のとおりとなります。

(1) これまで検証業務を受検している投資信託等正会員

この改正の施行日前から検証業務を受検している投資信託等正会員については、引き続き保証業務を受検していただくこととなります。

(2) これまで合意手続を受検している投資信託等正会員

この改正の施行日前に合意手続で受検している投資信託等正会員についても、保証業務を受検していただくこととなりますが、合意手続から保証業務への切り替えに準備を要することを考慮し、猶予期間を設けました。具体的には、平成 30 年 3 月 31 日までの間の日を監査対象基準日として受検する分別管理監査については、引き続き合意手続によって受検することも可能です（この場合には、平成 30 年 4 月 1 日以後の日を監査対象基準日として受検する分別管理監査から保証業務を受検していただくこととなります。）。

問 7：経営者報告書の作成にあたって、署名（電子署名を含む）又は記名押印するとのことであるが、電子署名したものを「本協会の会員からの届出に係る電子的届出・保管システム（以下「投信協会届出管理システム」という。）」による方法で提出することが可能か。

答：まず、電子署名を利用する場合には、その規格について、監査人との間であらかじめ合意して頂く必要があります。その上で、電子署名により「投信協会届出管理システム」で提出する場合、本会において電子署名の内容を確認できるとは限らず、記載内容が確認できない場合は受理できません。従って、例えば、PDF 形式にする等、当方で記載内容の確認ができるような対応をして頂く必要がある点に留意してください。また、その際、経営者報告書に氏名の表示をお願いします。

以 上